建築士懲戒処分公告

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号) 第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、 同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

> 令和元年 5 月 17 日 北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

- 1 処分をした年月日 令和元年5月17日
- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の 別及びその者の登録番号 黒澤 栄一郎 一級建築士 第307591号
- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分の原因となった事実 平成 29 年 3 月 31 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。